



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ク ル ー ズ 株 式 会 社
(コード番号 2138 : 東証 JASDAQ スタンダード)
所 在 地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー
代 表 者 代表取締役社長 小 渕 宏 二
問 合 せ 先 経営戦略本部担当執行役員 稲 垣 佑 介
電 話 番 号 (03) 5786-7080

会社分割（簡易新設分割）による子会社設立に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 10 日を効力発生日（予定）として、スマートフォン・タブレット向けトレーディングカードゲーム（以下、TCG）の企画、開発及び運営を行う事業部門を、新設分割（以下、「本分割」）により設立する Card King 株式会社に承継させることを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本分割は、当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

1. 会社分割の目的

TCG は、世界規模で高い人気を誇るゲームジャンルであり、日本玩具協会は、2013 年度の国内市場規模は 800 億円超と発表しています。さらに、海外で高い人気を誇るオンライン TCG は、同ゲーム公式 Twitter にて、リリース後約 7 ヶ月目に全世界ユーザー数が 2,000 万人を突破したと発表しています。

この度、当社は、このようなポテンシャルの高い TCG 市場に注力するため、スマートフォン・タブレット向け TCG の企画、開発及び運営を行う事業部門を子会社化し、スマートフォン・タブレット向け TCG の企画、開発及び運営に特化した戦略子会社、Card King 株式会社を設立します。

現在、当社が一部の国・地域向けに配信している『Card King : Dragon Wars (カードキング : ドラゴンウォーズ)』App Store 版の世界展開を予定しており、同ゲームを皮切りに、日本・世界の両市場においてスマートフォン・タブレット向け TCG でヒットを狙ってまいります。

また、当社は今後、意思決定と実行を早める目的で、事業戦略に応じた子会社の設立をはじめ、開発手法、品質管理はもちろん、採用やマネジメントに至るすべてのプロセスにおいて最適な仕組みを整えます。さらに、コンパクトな組織にすることにより、創業時並みの意思決定スピードで事業戦略を推進してまいります。

なお、Card King 株式会社の代表取締役社長には、CROOZ America, Inc. をはじめとする海外事業を統括しております、当社取締役の仲佐 義規が就任いたします。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

新設分割計画承認取締役会決議	平成 27 年 5 月 26 日
会社分割予定日（効力発生日）	平成 27 年 6 月 10 日（予定）

本分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

(2) 会社分割の方式

本分割は、当社を分割会社とし、Card King 株式会社を新設分割設立会社（以下、「新設会社」）とする新設分割（簡易新設分割）であります。

(3) 会社分割に係る割当の内容

新設会社は、本分割に際して普通株式 12,000 株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

(4) 本分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権を発行しておりますが、本分割による取扱いの変更はありません。なお、第9回及び第10回新株予約権につきまして、下記8.「第9回及び第10回新株予約権の発行要項の修正について」をご覧ください。また、当社は新株予約権付社債を発行していません。

(5) 会社分割により増減する資本金

当社の資本金について、本分割による増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、平成27年5月26日付「新設分割計画書」に定められた、事業に関して有する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務を承継します。なお、債務の承継については重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

本分割において、当社及び新設会社が負担すべき債務履行については、履行の確実性に問題がないと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成27年3月31日現在)	新設会社 (平成27年6月10日設立予定)
(1) 名称	クルーズ株式会社	Card King 株式会社
(2) 所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	東京都港区六本木六丁目8番10号 ステップ六本木ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小淵 宏二	代表取締役社長 仲佐 義規
(4) 事業内容	・インターネットコンテンツ事業 ・インターネットコマース事業 ・インターネットソリューション事業	・インターネットコンテンツ事業
(5) 資本金	430,041 千円	120,000 千円 (予定)
(6) 設立年月日	平成13年5月24日	平成27年6月10日 (予定)
(7) 発行済株式数	12,818,400 株	12,000 株 (予定)
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主および持株比率	小淵 宏二 34.89% 田澤 知志 8.52% 株式会社 SBI 証券 1.73% 野村証券株式会社 0.78% (常任代理人株式会社三井住友銀行) 野村証券株式会社 0.76%	クルーズ株式会社 100.00%

(注) 分割会社の持株比率は、平成27年3月31日現在の自己株式852,500株を控除して計算しております。

4. 分割会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績 (連結)

	平成27年3月期
純資産	7,639 百万円
総資産	9,713 百万円
1株当たり純資産	635.96 円
売上高	20,841 百万円
営業利益	2,373 百万円
経常利益	2,423 百万円
当期純利益	1,368 百万円
1株当たり当期純利益	119.32 円

5. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業の内容

スマートフォン・タブレット向け TCG の企画、開発及び運営を行う事業部門

(2) 分割する事業の経営成績

平成 27 年 3 月期売上高 129 千円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成 27 年 3 月 31 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	62,444 千円	流動負債	516 千円
固定資産	58,071 千円	固定負債	－千円
合計	120,516 千円	合計	516 千円

(注) なお、実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本分割効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

6. 本分割後の当社及び新設会社の状況

(1) 当社の状況

本分割による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期の変更はありません。

(2) 新設会社の状況

新設会社については、「3. 分割当事会社の概要」をご覧ください。

7. 今後の見通し

本分割は当社による単独新設分割であるため当社の平成 28 年 3 月期の連結業績に与える影響額は軽微となる見込みです。精査の結果、開示が必要と判断された場合には速やかに開示いたします。

(参考) 当期連結業績予想

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 28 年 3 月期)	－	－	－	－
前期連結実績 (平成 27 年 3 月期)	20,841	2,373	2,423	1,368

※当社グループは、ソーシャルゲーム関連の新規性が高い事業を展開しており、当社新規タイトルの成長スピードを合理的に予測することが難しく、それに伴い広告宣伝費等の規模やその発生時期につきましても合理的に予測することが難しい状況となっております。

これらにより、現時点で合理的な業績予想の算定ができないことから、業績予想の開示を見合わせております。

8. 第 9 回及び第 10 回新株予約権の発行要項の修正について

当社の第 9 回及び第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」）には、当社が組織再編行為を行った場合には当社が本新株予約権を自動的に取得することとなる取得条項が付されておりましたが、平成 27 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」）との合意により、当該取得条項を削除することを決議致しました。その代わりとして、本新株予約権者との間で、今後、当社の組織再編行為（当社が 100%子会社を設立する新設分割及び当社が 100%子会社を承継会社として行う吸収分割を除きます。）に際しては、本新株予約権者から本新株予約権の取得の請求ができる旨の契約を締結しました。

当該要項の修正及び本新株予約権者との契約の締結により、本分割も含め、当社が 100%子会社を設立する新設分割を行う場合には本新株予約権の取扱いは変更されないこととなりました。

上記の理由から、平成 26 年 2 月 20 日に「第 9 回及び第 10 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）の発行並びに第三者割当て契約に関するお知らせ」にて開示いたしました第 9 回及び第 10 回新株予約権（第三者割当て）発行要項につき、下記のとおり修正いたしました。

「第9回新株予約権（第三者割当て）発行要項」第14項(2)

(変更前)	(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,090円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
(変更後)	(削除)

「第10回新株予約権（第三者割当て）発行要項」第14項(2)

(変更前)	(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,500円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
(変更後)	(削除)

以上